

# 用途地域別規制一覧表

(令和5年5月24日改定)

		第一種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	近隣 商業地域	商業地域	準工業地域 (長野地区)	工業地域 (みなみ産業団地 [若小玉地区])	工業専用地域 (長野地区・ みなみ産業団地)	市街化調整区域		
											①	②	
建ぺい率		50	60	60	60	80	80	60	60(50)	60(50)	60	50	
容積率	指定値	80	200	200	200	200	400	200	200	200	200	100	
	前面道路の幅員に 乗する係数	4/10	4/10	4/10	4/10	6/10	6/10	6/10	6/10	6/10	6/10	4/10	
防火地域		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
準防火地域		×	×	○(桜町一丁目一部)	×	○(桜町一丁目一部)	○(行田市駅周辺)	×	×[○]	×	×	×	
22条区域		○	○	○(準防火以外)	○	○(準防火以外)	○(準防火以外)	○	○	○	×	×	
絶対高の制限		○	×	×	×	×	×	×(一部○)	×[○]	×	×	×	
地区計画		×	×	×	×	×	×	×(○)	×(○)[○]	×(○)	×	×	
壁面線等		×	×	×	×	×	×	×(○)	×(○)[○]	×(○)	×	×	
道路斜線	適用距離(m)	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
	勾配	1:1.25	1:1.25	1:1.25	1:1.25	1:1.5	1:1.5	1:1.5	1:1.5	1:1.5	1:1.5	1:1.25	
隣地斜線	立上がり(m)	×	20	20	20	31	31	31	31	31	31	20	
	勾配	×	1:1.25	1:1.25	1:1.25	1:2.5	1:2.5	1:2.5	1:2.5	1:2.5	1:2.5	1:1.25	
北側斜線	立上がり(m)	5	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	勾配	1:1.25	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
日影規制	対象建築物	軒高>7m又は 地上階数≥3	建築物 高さ>10m	建築物 高さ>10m	建築物 高さ>10m	建築物 高さ>10m	×	建築物 高さ>10m	×	×	建築物 高さ>10m	建築物 高さ>10m	
	平均地盤面 からの高さ(m)	1.5	4	4	4	4	×	4	×	×	4	4	
	日影 規制 時間	種別	(1)	(2)	(1)	(1)	(2)	×	(2)	×	×	(3)	(2)
		5m<敷地境界 線からの水平 距離≤10m	3	4	4	4	5	×	5	×	×	5	4
		敷地境界線 からの水平 距離>10m	2	2.5	2.5	2.5	3	×	3	×	×	3	2.5

(×は適用外を示す)

- ・建築協定の区域…行田市全域区域無し
- ・高度地区の指定…行田市全域指定無し
- ・壁面線の指定…行田市全域指定無し(「長野地区地区計画・行田みなみ産業団地地区計画・若小玉地区地区計画」の地区整備計画には「壁面の位置の制限」有り)
- ・22条区域…例:建築物の屋根を不燃材で造る(法第22条)。木造建築物の外壁については防火サイディング等の準防火性能以上で造る(法第23条)。
- ・特別工業地区…裁縫、機織、燃糸又は編物の事業を営む工場の用途に供する建築物であって、使用する原動機の出力の合計が3キロワット以下であり、かつ、作業場の床面積の合計が150平方メートル以下のものは建築することができる。
- ・構造計算…垂直積雪量(30cm)、基準風速Vo(30m/s)、地表面粗度区分(Ⅲ)
- ・市庁舎の経度、緯度…東経 139° 27'、北緯 36° 08'
- ・暫定逆線引き…平成21年1月27日廃止
- ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令による地域の区分…6地域